

令和3年度 町立保育所の新規入所申込

令和3年4月から栄保育所・富河保育所へ入所を希望する保護者の方に入所申込書を配布します。

【配布期間】

10月15日（木）～10月30日（金） 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

【配布場所】

役場 子育て支援課（分庁舎1階） ☎ 6 4 - 4 8 3 0（直通）

【対象者】

- ・南部町に住所がある就学前の児童
- ・下記の理由により、保育の必要性が認められる場合

【保育の必要性の基準】

保育所に入所できる児童は、その保護者が次のいずれかに該当する場合です。

- ・就労している場合
- ・求職活動をしている場合
- ・妊娠中や出産後間もない場合
- ・病気や怪我、心身に障害がある場合
- ・家族を常に介護・看護する必要がある場合
- ・地震や火災などの災害復旧に当たっている場合
- ・就学をしている場合
- ・虐待やDVの恐れがある場合
- ・育児休暇取得中で既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合
- ・その他、町長が認めるもの



【保育料について】

3歳以上児（平成30年4月1日以前に生まれた子）は保育料無償（給食費は有償）

3歳未満児は保育料無償化（※）の対象ではありませんが、本町独自の子育て支援策『就園児童支援金』により支払い済みの保育料3割分が助成されます。

※保護者の所得や第2子等の条件により、保育料が半額・全額免除の対象となる場合があります。